

各任命権者 様

高知県人事委員会委員長

期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）の一部改正について（通知）

昭和38年12月25日付け38人委第437号の標記通知の一部を次のとおり改正したので、平成18年4月1日（第14項の改正規定については、平成18年6月2日）以降は、これによってください。

記

第2項第5号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項第6号中「並びに第22条第3項及び第4項の」を「（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第22条第3項の」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第3項中「職員」を「職員」、規則第13条第1項の「職員の条例第22条第1項、公立学校職員の条例第23条第1項又は警察職員の条例第22条第1項の職員」並びに第22項の「職員の条例第22条第1項等の職員」に改める。

第7項中「給料月額」を「級号給」に改め、同項の表中「2級13号給以上のもの」を「10年以上（大学4卒）かつ2級41号給以上のもの」に、「2級16号給以上のもの」を「10年以上（大学4卒）かつ2級53号給以上のもの」に改める。

第8項第3号中「給料月額が2級34号給」を「経験年数が26年以上（大学4卒）かつ級号給が2級117号給」に改め、同項第4号中「給料月額が2級31号給」を「経験年数が26年以上（大学4卒）かつ級号給が2級105号給」に改める。

第10項第1号ア中「給料月額が2級31号給」を「経験年数が26年以上（大学4卒）かつ級号給が2級105号給」に改め、同号イ中「給料月額が2級34号給」を「経験年数が26年以上（大学4卒）かつ級号給が2級117号給」に改め、同項第2号ア中「給料月額が2級13号給」を「経験年数が10年以上（大学4卒）かつ級号給が2級41号給」に改め、同号イ中「給料月額が2級16号給」を「経験年数が10年以上（大学4卒）かつ級号給が2級53号給」に改め、同号ウ中「給料月額が1級31号給」を「経験年数が21年以上（大学4卒）かつ級号給が1級105号給」に改める。

第12項中「第7項」を「第7項、第8項及び第9項」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

三 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

第14項を次のように改める。

14 削除

第16項及び第17項を削り、第19項を第24項とする。

第18項中「前2項の」を「規則第13条第1項の」に、「前2項及び」を「同項及び」に改め、同項第1号ア中「職員の条例第22条第1項等の職員」を「職員の条例第22条第1項、公立学校職員の条例第23条第1項及び警察職員の条例第22条第1項の職員（以下「職員の条例第22条第1項等の職員」という。）」に、「100分の75」を「100分の72.5」に改め、同号イ中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号ア中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改め、同号イ中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改め、同項を第23項とし、第15項の次に次の7項を加える。

16 規則第13条及び第13条の2に規定する勤務成績の証明は、当該職員の勤務成績報告書その他当該職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。

17 規則第13条第1項第4号及び第13条の2第1項第3号に掲げる「勤務成績が良好でない職員」は、特定幹部職員及び職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）第5条第1項に規定する管理職手当の支給を受けている職員のうち特定幹部職員以外の職員（以下「管理職員」という。）にあつては、基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）において次に掲げる場合に該当する職員とする。

一 懲戒処分を受けた場合

二 訓告その他の矯正措置の対象となる事実があつた場合

三 正当な理由なく勤務を欠いた場合

四 その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた場合

なお、特定幹部職員及び管理職員以外の職員については、当分の間、従前の取扱いによるものとする。

18 任命権者は、当分の間、特定幹部職員及び管理職員が前項第4号に掲げる場合に該当するものとして取り扱ったときには、その概要を速やかに人事委員会に報告するものとする。ただし、同号の適用に関しあらかじめ人事委員会に協議して定めた基準に従い取り扱うときは、この限りでない。

19 第17項第1号に該当する特定幹部職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。

一 規則第4条の3第1項第1号に掲げる職員（以下「再任用職員以外の職員」という。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 100分の31以下

イ 減給の処分を受けた職員 100分の51以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の71以下

二 規則第4条の3第1項第2号に掲げる職員（以下「再任用職員」という。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 6月に支給する場合には100分の15以下、12

月に支給する場合においては100分の20以下

イ 減給の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の25以下、12月に支給する場合においては100分の30以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 6月に支給する場合においては100分の35以下、12月に支給する場合においては100分の40以下

20 第17項第2号に該当する特定幹部職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で任命権者があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 100分の71超100分の86未満

二 再任用職員 6月に支給する場合においては100分の35超100分の45未満、12月に支給する場合においては100分の40超100分の50未満

21 評定期間において、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けた特定幹部職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を基本として決定するものとする。

一 再任用職員以外の職員

ア 停職の処分を受けた職員 100分の36

イ 減給の処分を受けた職員 100分の46

ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の56

二 再任用職員

ア 停職の処分を受けた職員 6月期に支給する場合においては100分の20、12月期に支給する場合においては100分の25

イ 減給の処分を受けた職員 6月期に支給する場合においては100分の25、12月期に支給する場合においては100分の30

ウ 戒告の処分を受けた職員 6月期に支給する場合においては100分の30、12月期に支給する場合においては100分の35

22 規則第13条第3項の人事委員会が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ任命権者がそれらの成績率を定める職員の総数に占める当該各号に定める割合以上の割合とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 特定幹部職員以外の職員 100分の20

二 特定幹部職員 100分の15

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月17日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

## 高知県人事委員会規則第7号

### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「9級、10級又は11級」を「7级以上」に改め、同条第2号中「4級」を「4级以上」に改め、同条第6号中「9級又は10級」を「8级以上」に改める。

第13条を削る。

第12条の次に次の見出し及び3条を加える。

（勤勉手当の成績率）

**第13条** 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。ただし、各任命権者は、その所属の職員の条例第22条第1項、公立学校職員の条例第23条第1項又は警察職員の条例第22条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（1）勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下（職員の条例第21条第2項又は警察職員の条例第21条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の111以上100分の185以下）

（2）勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）

（3）勤務成績が良好な職員 100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）

（4）勤務成績が良好でない職員 100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

**第13条の2** 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超（特定幹部職員にあっては、100分の45超）、12月に支給する場合には100分の40超（特定幹部職員にあっては、100分の50超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満（特定幹部職員にあっては、100分の45未満）、12月に支給する場合には100分の40未満（特定幹部職員にあっては、100分の50未満）

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

**第13条の3** 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1の2の表行政職給料表の項中「11級、10級、9級及び8級」を「9級、8級、7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表警察官給料表の項中「10級、9級及び8級」を「9級、8級及び7級」に、「7級及び6級」を「6級及び5級」に改め、「5級及び」を削る。

#### **附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。